第九条第一項第一号ホ中「並びに」を「及び地方法人税の額並びに」に改め、「含む」の下に「。ホにおいて同じ」を、「受ける金額」の下に「並びに法第百四十二条の二第一項還付金等の益金不算入）に規定する還付を受け又は充当される金額（同項第一号に掲げる金額にあつては、法第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により法第三十八条第一項の規定に準じて計算する場合に法第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されない法人税の額及び地方法人税の額並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税の額に係る部分の金額を除く。）、法第百四十二条の二第二項に規定する減額された部分として政令で定める金額及び同条第三項に規定する還付を受ける金額」を加え、同号チ中「第百三十六条の四第一項」を「第百三十六条の三第一項」に改め、同号ヌ中「同じ。」の下に「及び地方法人税（法第三十八条第一項第四号及び第五号に掲げる地方法人税並びに附帯税を除く。次条第一項第一号において同じ。）」を加える。

第九条の二第一項第一号ニ中「の額並びに」を「の額及び地方法人税の額並びに」に改め、同号ホ中「第八十一条の十八第一項」を「第八十一条の十八」に、「場合のその受け取ることとなる金額及び」を「場合又は地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第六条第三号（基準法人税額）に定める基準法人税額に対する地方法人税の負担額として帰せられる金額として同法第十五条（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額を受け取ることとなる場合のその受け取ることとなる金額及び」に、「同項の規定により計算される金額を受け取ることとなる場合」を「法第八十一条の十八の規定により計算される金額を受け取ることとなる場合又は当該地方法人税の減少額として地方法人税法第十五条の規定により計算される金額を受け取ることとなる場合」に改め、同号チ中「第百三十六条の四第一項」を「第百三十六条の三第一項」に改め、同号ヌ中「法人税として」を「法人税及び地方法人税として」に、「第八十一条の十八第一項」を「第八十一条の十八」に、「場合のその支払うこととなる金額及び」を「場合又は地方法人税法第六条第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税の負担額として帰せられる金額として同法第十五条の規定により計算される金額を支払うこととなる場合のその支払うこととなる金額及び」に、「同項の規定により計算される金額を支払うこととなる場合」を「法第八十一条の十八の規定により計算される金額を支払うこととなる場合又は当該地方法人税の減少額として帰せられる金額として地方法人税法第十五条の規定により計算される金額を支払うこととなる場合」に、「当該負担額」を「当該法人税の負担額」に、「当該減少額」を「当該法人税の減少額」に改める。

第十四条の四第二項第二号中「法第百四十一条第一号（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する」に改める。

第十四条の十一に次の三項を加える。

4　法第十条の三第三項に規定する政令で定める事由は、恒久的施設を有する外国法人を被合併法人、分割法人又は現物出資法人とする適格合併、適格分割又は適格現物出資とする。

5　法第十条の三第三項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により法第四十三条第二項（国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入）の規定に準じて計算する場合における第八十一条の規定

二　法第百四十二条第二項の規定により法第四十八条第二項（保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入）の規定に準じて計算する場合における第九十条の規定

6　法第十条の三第四項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第百四十二条第二項の規定により法第二十三条（受取配当等の益金不算入）の規定に準じて計算する場合における第二十二条の規定

二　法第百四十二条第二項の規定により法第五十二条の規定に準じて計算する場合における第九十六条第六項及び第八項の規定

三　法第百四十二条第二項の規定により法第五十三条の規定に準じて計算する場合における第百一条第二項の規定

第十九条第一項及び第二十二条第二項第二号イ中「内国法人等に対して支払う」を削る。

第二十二条の四第五項中「第百三十九条」を「第百三十九条第一項」に、「条約を」を「租税条約を」に改める。

第二十三条第三項第十一号を次のように改める。

十一　会社法第百六十七条第三項（効力の発生）若しくは第二百八十三条（一に満たない端数の処理）に規定する一株に満たない端数（これに準ずるものを含む。）又は投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十九（一に満たない端数の処理）に規定する一口に満たない端数に相当する部分の対価としての金銭の交付

第二十五条第二項中「第六十九条第五項に」を「第六十九条第十一項に」に、「）から」を「）である他の内国法人から」に改め、同項第一号中「第六十九条第五項第二号」を「第六十九条第十一項第二号」に改める。

第七十三条第二項第十二号中「第六十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項第十三号中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十七条第一号の二中「第四条第一号」の下に「又は第三号」を加え、「介護老人保健施設」を「施設」に改め、同条第四号中「学校を」を「学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園を」に改める。

第七十七条の四第三項に次の一号を加える。

十二　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成

第八十四条第四号中「、火災共済協同組合」を削り、「第九条の九第四項（協同組合連合会）」を「第九条の九第一項第三号（協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会及び同条第四項」に改める。

第百二十三条第二項中「除く。）」の下に「及び地方法人税法第六条第四号（基準法人税額）に定める基準法人税額に対する地方法人税、同項第五号に掲げる地方法人税及び附帯税を除く。）」を加える。

第百二十三条の八第十二項第三号ロ中「特定適格組織再編成事業年度」を「特定組織再編成事業年度」に改める。

第二編第一章第一節第四款第三目の三を削り、同款第三目の四中第百三十六条の四を第百三十六条の三とし、同目を同款第三目の三とする。

第百三十九条の十中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に、「第四十二条の六第二項若しくは第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に、「特別控除）若しくは」を「特別控除）、」に、「の規定により控除する金額」を「若しくは同法第四十二条の十二の五第七項及び第八項（同法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額」に、「百分の二十・七」を「百分の十六・三」に改める。

第百四十一条の次に次の一条を加える。

（国外所得金額の計算）

第百四十一条の二　法第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する政令で定める金額は、国外源泉所得（同項に規定する国外源泉所得をいう。第三項、第五項及び次条第三項から第五項までにおいて同じ。）に係る所得のみについて各事業年度の所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額に相当する金額に第一号に掲げる金額を加算して得た金額から第二号及び第三号に掲げる金額を減算して得た金額とする。